



社会福祉法人 輝

# くるみ園

## 重要事項説明



くるみ園

令和7年1月改訂

〒273-0137

千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-4-34

TEL 047-441-0057

FAX 047-441-0867

## くるみ園 重要事項説明

### 1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 輝
所在地	鎌ケ谷市初富82-1
電話番号	047-402-3811
代表者氏名	理事長 皆川 輝夫

### 2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業所
施設の名称	社会福祉法人 輝 くるみ園
施設の所在地	鎌ケ谷市道野辺本町1-4-34
連絡先	電話番号 047-441-0057 FAX 047-441-0867
管理者	園長 渡部 美代子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところによる、支給認定を受けた児童で保育を必要とする3歳未満児
利用定員	1歳児～2歳児 16人 0歳児の乳児 3人
開設年月日	平成28年4月1日

### 3 サービスの目的・運営方針

社会福祉法人 輝 くるみ園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（3）当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 当園における施設・設備等の概要・連携施設

### (1) 施設

敷地	地	敷地全体	292.00㎡
		園庭	無
園舎	舎	構造	木造
		延べ面積	173.50㎡ (うち保育専有79.72㎡)

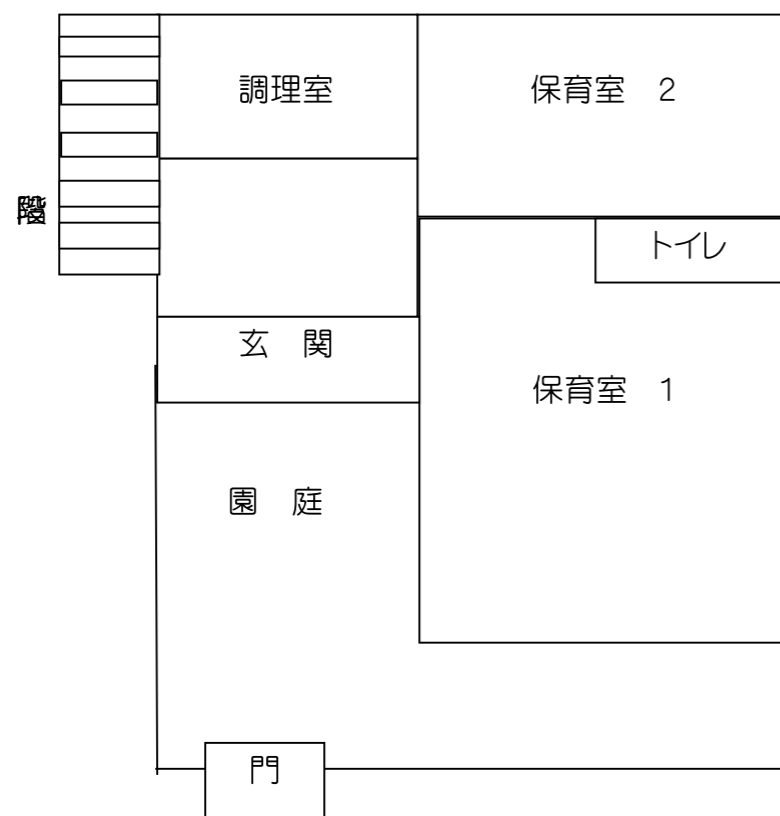
### (2) 主な設備

部屋の名称	広さ	床の材質等	設備状況	
保育室(0歳児)	12.75㎡	クッション長尺シート	保育室と調理室の区画	■有 □無
保育室(1歳児)	30.32㎡	クッション長尺シート	便器	■有(3個) うち幼児用(1個) □無
保育室(2歳児)	19.72㎡	フローリング	沐浴設備	■有 □無
沐浴・WC	10.74㎡	塩ビシート	手洗設備	■調理員専用 ■幼児とは別
調乳兼厨房	6.19㎡	塩ビシート	その他の設備	
その他	93.72㎡		駐車場 2台	
計	173.50㎡			

### (3) 連携施設

ふじのこ保育園・りすのこ園・ふじ幼稚園

### 【くるみ園園内図】



## 5 職員の設置状況・勤務体系

職種	員数	備考	勤務体系
園長	1		7:00~19:00の勤務時間帯
保育士	4人以上		でシフトを組みローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります
看護師	1	(ふじのこ保育園)	
保育補助	1人以上		
栄養士・調理員	1		8:00~16:45

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。  
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。  
ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。  
\*土曜保育を利用される方は、事前に申請書及び勤務実態の分かるシフト表などの提出が必要となります。

### 【休園】

- \*日曜・祝日
- \*年末・年始(12/29~12/31、1/1~1/3)
- \*その他、理事長・園長が必要と認めた時、臨時休園することもあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては事前に申請書を提出していただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

### 【保育時間】

種類	実施時間	午前	午後
通常保育	平日	8時30分~12時00分	00時01分~4時30分
	土曜日	8時30分~12時00分	
時間外保育	平日	7時00分~8時30分	4時31分~6時00分
	土曜日	7時00分~8時30分	00時01分~6時00分
延長保育 (有料)	平日		6時01分~7時00分
	土曜日		6時01分~7時00分

◎時間外保育・延長保育・土曜保育の必要な方は申請をして下さい。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、下記の延長保育料が必要となります）。別紙1

区分		延長保育料（児童1人当たり1回につき）	
保育標準時間	月曜日から土曜日まで	18:01～18:30	50円
		18:01～19:00	100円
保育短時間	月曜日から土曜日まで	7:00～8:29	150円
		7:30～8:29	100円
		8:00～8:29	50円
		16:31～17:00	50円
		16:31～17:30	100円
		16:31～18:00	150円
		16:31～18:30	200円
	16:31～19:00	250円	

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容

保育園では食事、睡眠、排泄の基本的な生活習慣を大切に安定した生活が送れるよう一人一人の成長段階に合わせた環境作りを心掛けています。いろいろな“あそび”を通して身体機能や言語面、情緒面などを育てたいと考えています。

### < 0歳児 >

家庭的な雰囲気の中で一人一人の「遊」「食」「寝」を保障していく。「快・不快」を感じる関わりと、保育者と信頼関係、愛着関係を持ちながら生活リズムを整え、個々の発達を促していく。

### < 1歳児 >

自我を受けとめ、全身運動（移動）・微細運動（手や指の動き）ができ、探索活動が盛んに行える環境を作っていく。「自分の・人の」を感じられ、自我が出せる環境をつくっていく。「だめ」「いや」を主張させながらも、「まってね」「〇〇ちゃんのつぎね」と言われて行動を止めたり、頷いたりできるようになる。

### < 2歳児 >

友だちと関わる仲間意識が芽生えると共に、自己コントロールと自立を促していく。身体・指先機能、言語面の発達を促し、排泄・食事の仕方など、生活習慣も身につけてくる時期なので、個々に合わせた援助をしていく。

#### < リトミック指導～2歳児 >

月に1回専任講師による指導で音楽と楽しく触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばすとともに、身体的、感覚的、知的な基礎能力の発達を促します。

**\* くるみ園2歳児修了後は連携園である、ふじ幼稚園、ふじこども園、ふじのこ保育園へ継続入園できます。**

(3) 食事の提供

#### 【給食】

保育園の給食は、栄養士が献立をたて、調理師が調理しています。みんなが同じものを食べることにより、苦手なものが食べられるようになり食事のマナーを身につけていきます。

\* 給食とおやつで一日に必要な栄養のうち40～50%摂ることができるよう献立をたてています。

乳児クラス（0・1・2歳） 給食と午前・午後のおやつで50%

\* 献立表は毎月配信します。ご家庭の献立と重複しないよう参考にして下さい。給食だよりも毎月配信します。給食に関することや、食についての情報を発信していきます。

\* 給食の見本は毎週木曜日に玄関に展示しています。ぜひご覧下さい。

\* 8月、12月、1月に市場のお休み、調理室消毒等の為お弁当持参の日があります。

\* 土曜日に登園される場合は、お弁当とおやつをご持参下さい。

児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日まで、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食 (牛乳)	昼食 (1学期)	午後間食
0歳児	9時20分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時20分頃	11時頃	
2歳児	9時20分頃	11時15分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば栄養士にご相談ください。

尚、アレルギーに関しては医師の診断指示書が必要となります。



(4) 延長保育事業

(5) 地域子育て支援事業（子育て相談）

(6) その他 保育に関わる事業

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市より通知された保育料を指定銀行にお振り込みいただきます。銀行振込明細書をもって領収書の発行と代えさせていただきます。領収書が必要な方はお申し出ください。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用を負担していただきます。

お払方法については、保護者より当園が代理受領して業者に直接お支払います。

### (3) 領収証について

徴収袋に領収印を押して年度末にその徴収袋を返却致します。それをもって領収証とさせていただきます。

指定用品	お知らせ袋（全学年）	290 円程度
	氏名印（全学年）	200 円程度
	名札（全学年）	160 円程度
	連絡帳（全学年）	200 円程度
	カラー帽子（0 歳児）	900 円程度
	カラー帽子（1, 2 歳児）	610 円程度
	はじめてワーク（2 歳児）	460 円程度
その他	布おむつ	1 枚 16 円程度
	写真（希望者）	1 枚 80 円程度
会費	行事協力費	1 年間 4, 200 円程度

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳になった年度末
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 支給認定が取り消されたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 園での与薬について

保育園においては、お子さまに与える薬を原則としては行わないことになっていますが、やむを得ない場合に限り、保護者の申し出により医師の処方された薬のみお預かりします。

\* 薬は必ず1回分だけにし、名前を記入してください。

\* 薬はその時処方されたもののみお預かりします。

（以前の残りなどは持参しないようにして下さい。）

※市販の薬・解熱剤・坐薬・吸入薬はお預かり出来ませんのでご了承ください。

（けいれんの既往があり、発熱時にけいれん止めの坐薬を使用しなければならない場合、喘息があり発作時吸入を必要とする場合は除きます。）

## 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科	歯科
医療機関の名称	白戸胃腸科外科	みつはし歯科医院
医院長名	白戸佐和子	三橋 淳也
所在地	鎌ヶ谷市初富 924-1844	鎌ヶ谷市東道野辺 7-19-44
電話番号	047-445-8001	047-439-8241

## 13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

<緊急連絡表>

緊急連絡者	1	_____ 仕事中でもつながる電話番号を記入して下さい。 _____		
緊急連絡先 TEL				
父母不在時の緊急連絡先	氏名			電話
	続柄		住所	

かかりつけ医	名称	}	<健康保険証の情報>						
	TEL		記号						
			番号						
かかりやすい病気		}	枝番						
特に病気で配慮すべきこと			認定年月日 (資格取得・交付・適用開始年月日)				年	月	日
過去にした大きな病気			組合員氏名(保護者名)						
その他特記事項			保険者番号						
平熱			保険者名称 (保険組合・協会名)						
	℃		薬・食べ物のアレルギー	無・有 ( )					

\* 与薬依頼書には必要事項を記入して、薬と一緒に職員に手渡しして下さい。

## 保育時間内の事故怪我について

事故（怪我）の起きないよう最大の注意を払って保育をしておりますが、思わぬ事故（怪我）が起こる場合もあります。事故（怪我）に対しての治療費は園で保険（株式会社損害保険ジャパン）に加入していますので、園の方で支払います。但し、保育中のみです。登降園時の道路では十分お気をつけ下さい。また、看護師で対処できない怪我等の場合は、園でお願いしている病院で処置させていただきます。（★印は園医です）

マイナ保険証はお預かりすることができなくなりました。

病院の受診が必要なときは保護者の方に手続きをしていただく為、直接病院へ来ていただくか、保育園へお迎えに来ていただいてから病院の受診になります。

お手数をおかけすることになり申し訳ございませんが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【病院名】・東邦鎌ヶ谷病院 ・鎌ヶ谷総合病院 ★白戸胃腸科外科  
・石川整形外科 ・うらわ整形外科 ・内藤耳鼻科医院  
★みつはし歯科医院 ・鎌ヶ谷駅前眼科 等です

## 14 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。必要に応じて、市及び関係機関に報告し対応します。

## 15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園のご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 渡部 美代子 ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 047-441-0057（くるみ園） 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
------------	---

## 16 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	-------------------------

## 17 子どもの情報の提供について

・他の保育所などへ転園する場合に、転園先との間で必要な連絡調整をする場合があります。円滑な移行や接続が行えるよう情報を共有します。

## 18 当園におけるその他の留意事項

### 個人情報保護について

### 本園が行う行事等におけるビデオ・写真等の記録について

・本園では写真・ビデオ等の映像記録を保育に役立つ記録としてとらえ、必要に応じて撮影を行います。なお、記録を望まない方は事前・事後にかかわらず、園に申し出ていただくことで、第三者への掲示や配布を控えさせていただきます。

・公開する行事において保護者等が記録する写真、ビデオ等については、本園の個人情報方針の趣旨をご理解いただくとともに、むやみに第三者への提供（SNS、動画サイト、ブログへの投稿等）を行わないようにしてください。ご家族でない方が映っている映像を、本人の同意を得ずに第三者に公開することはできません。

・写真・ビデオ等の記録や印刷を業者に委託する場合は、本園が委託先の安全確認を行うとともに、業者が本園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾したうえで委託を行います。

・本園のパンフレット、広報誌、ホームページ、園内掲示物に使用する写真等については、本人を特定できない解像度で掲載するか、または保護者の同意を得ることとします。

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面を似て重要事項の説明といたします。

社会福祉法人 輝 くるみ園

理事長 皆川 輝夫

## 重要事項同意書

社会福祉法人 輝  
くるみ園  
理事長 皆川 輝夫 殿

年 月 日

私は、本書面に基づいてくるみ園の利用にあたっての重要事項内容に同意します。

〒

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

印

児童から見た続柄

## 重要事項同意書

社会福祉法人 輝  
ふじのこ保育園  
理事長 皆川 輝夫 殿

年 月 日

私は、本書面に基づいてふじのこ保育園の利用にあたっての重要事項内容に同意します。

〒

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

印

児童から見た続柄